

サイバースペースにおける表現の自由と プロバイダーの法的責任

—アメリカの判例を中心に—

飯野 守*

ISP's Liability for Communications in Cyberspace

Mamoru Iino

1. はじめに—問題の所在

デジタル情報ネットワークが形成する空間(サイバースペース)は、一般向けに開放されてからまだ日が浅いけれども、コンピュータやPDA、果ては携帯電話などのデジタル情報ツールとネットワークの発展に伴って、急速に身近なものになっている。その中心をなすのはインターネットだが⁽¹⁾、そのメディアとしての特性を考えると、次のような点で従来にないものであることがわかる。

- A. 文字・音声・静止画・動画といった複合的情報を、双方向で伝達可能。
- B. 世界の人々が保有する情報に瞬時にアクセス可能。また、そこで流通し入手可能な情報の規模もかつてないスケールである⁽²⁾。
- C. マスメディアに参入する場合と異なり、大規模な施設・設備の投資や法的許認可手続が不要で、誰でも情報発信が可能。そして、発信された情報は、特定の地域に限定されることなく、国境にさえ妨げられることなしに、世界の人々に到達し得る。

インターネットは、このように、従来のメディアにない特性を持った、人類がかつて経験したことのないメディアである。特に、個人から世界に向けて情報発信が可能となるという点、すなわち、情報発信を望む個人が、多数の相手に向けて簡単に情報を発信することができる点は、情報の「送り手」と「受け手」の分離が鮮明に意識され、その弊害が指摘されて久しいマスメディアと比較したとき、注目に値する。個人がマスメディアに比肩しうるメディアを用いること、これは、従来の紙版や電波メディアでは到底不可能だったことである。ここに、インターネットの表現手段としての独自の意義があると言える。

まさに、インターネットは「ユニークかつ完全に新しい世界規模の人間コミュニケーション・メディア」⁽³⁾なのである。

けれども、このメディアはその普及とともに、サイバーポルノといわれる問題や不正アクセスなど、法的対応が求められる様々な問題をもまた生み出してきている。このような問題に対して考えられる対応の一つの形は、従来の法制の時に大胆とも言える解釈・運用によるものだが⁽⁴⁾、より根本的に、デジタル

* 現代文化学科専任講師

情報ネットワークの特性に応じた、ネットワーク社会全体への法的対応はほとんどなされていないと言って良いのが現状である⁽⁵⁾。

本稿は、このような中であって、インターネットが極めて重要な表現の手段であるという視点から、その表現の自由問題の一つの焦点とも言える問題である、電子掲示板へのユーザーによる書き込みなどの形で、ネットワークを通じて名誉毀損の表現がなされた場合の、ネットワーク・サービスのプロバイダー（以下、単にプロバイダーとする）の責任という論点を、主としてアメリカの判例を素材として検討しようとするものである⁽⁶⁾。

以下、第2章では、1990年代半ばまでのアメリカの著名な判例を取り上げ、第3章で、90年代後半の判例を取り上げる。そして、「おわりに」において、わが国の事例に照らして若干の私見を明らかにすることとする。なお、少しずつ出されつつあるわが国の判例、および、課題と議論についての詳細は、稿を改めて取り上げることとしたい。

〔注〕

(1) インターネットの歴史については、浜野保樹『極端に短いインターネットの歴史』（晶文社・1997年）が有益である。

(2) たとえば、かつては紙版として「出版」されていたブリタニカの百科事典は、現在は ENCYCLOPÆDIA BRITANNICA ONLINE として年額 50 U S ドルの利用料でネットワーク上で公開されている〈<http://www.eb.com/>〉。

(3) 1996年の通信品位法の一部（47 U.S.C. § 223(a), (d)）を表現の自由を制限するものとして違憲と判断した、連邦最高裁判決中の言葉（Reno v. ACLU, 138 L Ed 2d 874, 884(1997)）。

(4) 典型的には、ネットワーク上でわいせ

つ画像が公開された事件に対する、従来の法（刑法175条）の適用の例がある。例えばある裁判所は、「わいせつ画像のデータが記憶・蔵置されている……ハードディスク」自体を「わいせつ物」と認め（京都地判平成9年9月24日判時1638号160頁）、別の裁判所は、「情報としての画像データ」を「わいせつ図画」と認定している（岡山地判平成9年12月15日判時1641号158頁）。

(5) わずかに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第4章第1節第3款〔映像送信型性風俗特殊営業の規制等〕（平成10年法55号により追加）、および、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法128号）が、ネットワークの視点から新たな規制を設けたものといえる。

(6) サイバースペースの法的問題一般に関しても問題が山積しており、この点についてすでに多くの文献がある。さしあたり、岡村久道ほか「サイバー法とは何か？」判タ984号72頁（1998年）、高橋和之『「インターネット法制」の現状と将来像』ジュリ1150号76頁（1999年）、金森喜正ほか編『インターネット法学案内』（日本評論社・1998年）、指宿 信『サイバースペース法』（日本評論社・2000年）特に1-8頁を参照。

また、*Developments—The Law of Cyberspace*, 112 HARV. L. REV. 1574 (1999)は、アメリカにおけるサイバースペース法の論点を包括的に示しており、本稿執筆にあたり全体にわたって参考とした。

本稿の課題である表現の自由の問題やプロバイダーの責任に焦点を絞った論考もある。山口いつ子「サイバースペースにおける表現の自由」東京大学社会情報

研究所紀要51号（1996年）、「同・再論」53号（1997年）、小向太郎「インターネット・プロバイダーの責任」ジュリ1117号19頁（1997年）、川岸令和「インターネット」法教224号20頁（1999年）を参照。

2. Cubby判決とStratton判決

すでに広く知られているように、90年代のアメリカでは、ネットワークを通じてなされたユーザーによる名誉毀損的表現に対するプロバイダーの法的責任問題に関して、次のような一連の動きがあった⁽⁷⁾。

まず、90年代前半の事件として、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所のCubby, Inc. v. CompuServe Inc.がある。コンピュータサーバ社は、パーソナルコンピュータからアクセスした者に、オンラインで情報を提供する会員制のサービス（CompuServe Information Service: C I S）を行う会社である。そして、この会員は様々な情報ソースとともに、電子掲示板や会議室からなる「フォーラム」にもアクセスすることができた。本件は、その一つである「ジャーナリズム・フォーラム」の一部として公開されていた、「ルーマーヴィル（Rumorville） U S A」（いわゆるニュース・レター）により「虚偽かつ名誉毀損的な言説」を公表されたとする原告の訴えに対して、コンピュータサーバ社が責任を負わないとする判断である⁽⁸⁾。

地裁の認定によれば、「ジャーナリズム・フォーラム」はコンピュータサーバから独立したキャメロン・コミュニケーションズ社（C C I）が管理していた。そして、前記ニュース・レターはこのC C Iとの契約により、D F A（Don Fitzpatrick Associates of San Francisco）という団体が供給するもので、コンピュータサーバ社とD F Aおよびその主宰者との間には雇用・契約関係などの直接的関係

はなかった。そして、C C IとD F Aの間の契約では、D F Aが「ルーマーヴィル」の「コンテンツに対する完全な責任を負う」ことになっていた。また、コンピュータサーバ社は前記D F Aが「ルーマーヴィル」のコンテンツをアップロードする前にその中身を審査する機会もなかったのである。

判決はこのような認定に基づき、コンピュータサーバ社を当該公表物に対して編集上のコントロール権を持たない流通者（distributor）と認めた。そして、「修正1条の関連事項を考慮に入れたとき、コンピュータサーバ社に適用されるべき責任の適切な基準は、ルーマーヴィルの名誉毀損的とされる言説を知っていたか、あるいは、知る理由があったか否かである」として、内容を知らない場合にはコンピュータサーバ社は責任を問われないことを明らかにしたのである⁽⁹⁾。

判決はまた、D F Aの行為に対するコンピュータサーバ社の代位責任（vicarious liability）の有無についても判断しており、上述のような関係では、C C IもD F Aもどちらもコンピュータサーバ社の代理人（agency）とは言えず三者はそれぞれ独立なので、コンピュータサーバ社に原告に対する責任を負わせることはできないとした⁽¹⁰⁾。

一方、ニューヨーク州最高裁が行ったStratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services 判決は、電子掲示板にユーザーによって書き込まれた言説による名誉毀損の訴えに対するものである。判決は、(1)原告による名誉毀損の訴えに関しては、コンピュータ・ネットワーク・サービスを行う会社であるプロディジー社が電子掲示板である「マネー・トーク」の「公表者」（publisher）としての責任を負うこと、および、(2)「マネー・トーク」のボード・リーダーが、本件の行為および不作為に関しプロディジー社の代理人（agency）として行動したことを認めた⁽¹¹⁾。

裁判所は(1)につき、「プロディジー社が、新聞と同じ責任を負う公表者となるほど、自社の電子掲示板 (computer bulletin boards) に対して十分な編集上のコントロールを行使していた」ことが証明されるか否かが、裁判所が判断すべき最重要な問題であるとした。そして、プロディジー社が、新聞紙上などで、自社の電子掲示板上のメッセージの内容に編集上のコントロールを行なうオンライン・サービスであることを公言したこと、および、同社が自動的なソフトウェア・スクリーニング・プログラムを通じてコントロールを行い、また、ガイドラインを実施して、これらにより内容に関する決定を行っていることが編集上のコントロールにあたること、以上の二点が、前述のコンピューサーブ社の場合 (Cubby事件) と異なるとして、結局、プロディジー社を公表者と認めたのである。

判決は、電子掲示板は、一般的には書店や図書館と同様とみなされるべきであるとするが、プロディジーを公表者と認定せざるを得ないのは、同社自身の「政策的・技術的および人員配置上の判断」のためであるとする⁽¹²⁾。

また、(2)について裁判所は、プロディジー社がボード・リーダーの活動について「管理作用」(management function)を行っていたなどの実態 (substance) から、少なくとも電子掲示板である「マネー・トーク」のモニターおよび編集に関しては、プロディジー社がボード・リーダーの活動を指示し監督していたことを認めた。判決は以上から、本件のボードリーダーがプロディジー社の代理人として行動したと判断した⁽¹³⁾。

以上、二つの判例をみたが、1991年のCubby判決においては、裁判所はプロバイダーを公表者とはみなさず、その責任を限定するという一つの解決策を示した。しかし、同判決は、プロバイダーが自社のサービスを通じ

て流通するコンテンツの中身を知らなかった場合に、その責任を否定するというものであったため、プロバイダーが積極的にコンテンツの中身に対するコントロールを行おうとした場合に、むしろ重い責任を負わなければならないという結果を生むことになりかねなかった。そして実際にStratton判決はそのような判断となったのである。

この点はしかし、1996年の電気通信法の七つの編の一つとして制定された連邦通信品位法 (Communications Decency Act of 1996(CDA)) により、立法的に解決された。その230条 (以下、§ 230とする) (c)(1)は、流通するコンテンツの中身について知っているか否かに関わりなく、プロバイダーが他の情報提供者が提供する情報について「公表者」あるいは「発言者」として取り扱われることがないことを明確にして、プロバイダーに大幅な免責を与えたのである⁽¹⁴⁾。

ところで、この§ 230には、上述の(c)に先立つ(b)があり、そこで、インターネットやその他の双方向のコンピュータ・サービス (以下、インターネット等とする) に対処する、五項目の「方針 (Policy)」が明らかにされている点にも注目する必要がある。

その(1)は、インターネット等の継続的発展を促進すること、(2)は、インターネット等に現在ある、「活気ある (vibrant) 競争的な自由市場」を維持することである。ここに、著名な「思想の自由市場」という言葉を強く想起させる「活気ある競争的な自由市場」という言葉が使われていることから明らかなように、§ 230は明確にサイバースペースにおける表現の自由の維持を目的として制定されたのである⁽¹⁵⁾。そして、この立法措置は後の判例により支持された。

〔注〕

(7) *Developments* (前掲注(6)) at 1599-1601, 1610-4を参照。

(8) 776 F.Supp. 135(S.D.N.Y. 1991).

(9) *Id.*, at 140-1. 代表的流通者は、公共図書館や書店である。判決は、流通者が公表物を流通させたことにより有責とされるには、「当該公表物の内容について知っているのだからなければならない」とする要件は、憲法の修正第1条に深く根ざすものであることを強調する(at 139)。

これに対し、公表者(publisher)は、その公表した作品に含まれる名誉毀損的言説について、その言説につき特別な認識があったことの証明がなくとも有責とされ得るのである。

(10) *Id.*, at 143.

(11) 23 MED. L. RPTR. 1794(N.Y. Sup. Ct. May 25. 1995).

(12) *Id.*, at 1796-8.

(13) *Id.*, at 1799.

(14) 47 U.S.C. § 230(c)(1). 条文は次のようである。

(1) [公表者もしくは発表者の取扱い]

「双方向のコンピュータ・サービスのプロバイダーもしくはユーザーは、他の情報コンテンツ作成者が提供するいかなる情報についても、公表者もしくは発言者と取り扱われてはならない」

ここで「双方向のコンピュータ・サービス」は、「多数のユーザーによるコンピュータ・サーバーへのアクセスを提供もしくは可能にする、情報サービス、システム、もしくはアクセス・ソフトウェアのプロバイダーであり、特に、インターネットへのアクセスを提供するサービスもしくはシステム、並びに、図書館や教育機関が運営するシステムもしくはそれ

らが提供するサービスを含む」((f)(2))とされている。

また、同条(c)(2) [民事責任] は、「(A)プロバイダーもしくはユーザーが、わいせつ、みだら(lewd)、煽情的(lascivious)、卑わい(filthy)、過度に暴力的、迷惑(harassing)もしくはその他不愉快(objectionable)と考える題材へのアクセスやその利用を制限するため、誠意を持って自発的に行ったいかなる措置についても、その題材が憲法上保護されているか否かに関わりなく」、それを理由として「双方向のコンピュータ・サービスのプロバイダーもしくはユーザーは責任を問われてはならない」とする。

これらの規定により、プロバイダーは公表者として重い責任を負うことなく活動できることが明確化されたとともに、他方で、プロデジ社のように、流通するコンテンツの中身をモニターして必要な措置をとっても、このことを理由に責任を問われる危険は軽減されたと言えそうである。プロバイダーが過剰な責任を負うことを回避したうえで、プロバイダーによる自主規制は支援するという、非常に現実的な選択を議会はしたものと評価できる(*Zeran v. America Online, Inc.* (後掲注(16)), at 331を参照)。

(15) 47 U.S.C. § 230(b). 他の三項目を見ると、(3)は、インターネット等の利用者が受け取る情報に対するユーザーによるコントロールを最大化する技術の発展を促進すること、(4)は、親が「不愉快ないし不適切な(objectionable or inappropriate)」題材への子どものアクセスを制限することを可能にする「遮断・フィルタリング技術」の発展・利用に対する「ためらい(disincentives)」を除去すること、そして、(5)は、わいせ

つな通信等を防止し処罰するため、連邦刑法の精力的な執行を確保すること、である。

3. 1996年の通信品位法制定後の判例

連邦第4巡回控訴裁判所の *Zeran v. America Online, Inc.* 判決は、上述の § 230 を明確に支持した判決として知られている。事件は、アメリカ・オンライン社 (AOL) の電子掲示板に掲載された氏名不詳の第三者による広告に、繰り返し自分の電話番号が使われて被害を受けた原告が、削除に手間取るなどの過失責任を主張して AOL を訴えたものである⁽¹⁶⁾。AOL側は抗弁として § 230 を持ち出し、一審のバージニア州東部地区連邦地方裁判所は、AOL側を支持した。

原告 (控訴人) 側は、本件のような第三者による「悪ふざけ (hoax)」があったことを AOL に知らせた時点で、AOL は当該記載を削除するなどの義務を負うと主張していた。

これに対し連邦控訴裁判所は、§ 230 の意義および目的に関連して次の判断を示した。すなわち、(1) 前述の § 230 の文言は、第三者が発した情報に対するプロバイダーの免責を創設したもので、これにより、編集機能を行ったことを理由にプロバイダーに責めを負わせることを求める訴訟が許されないことになったこと、(2) 連邦議会は、不法行為に基づく訴訟が、インターネットという新しいメディアにおける表現の自由にもたらす脅威を認識しており、「§ 230 は、インターネット・コミュニケーションの活気ある性格を維持し、また従って、政府のこのメディアへの介入を最小に保つために制定された」こと、以上の二点である。裁判所はこの (2) に関連して、自社のサービスを通じて提供されるメッセージにプロバイダーが不法行為責任を負わな

ければならないとした場合に、プロバイダーが提供するメッセージの数とタイプを自ら厳しく制限してしまうこと、すなわち「萎縮効果 (chilling effect)」が生じるとも述べている⁽¹⁷⁾。

判決はこのように、§ 230 の文言に従って、プロバイダーが公表者としての責任を負わないことを明確にした。けれども、*Zeran* 判決の判示事項はこれにとどまらなかった。続いて判決は、プロバイダーが流通者としての責任を負うことになるかについても次のように言っている。

この点に関する原告 (控訴人) 側の主張は、「流通者」は「公表者」とは法的に意味の異なる語であり、§ 230 は「公表者」としての責任のみを免責しているのであって、プロバイダーの流通者としての責任には変化がないというものだった。

これに対し判決は、名誉毀損法上は、「流通者」も公表 (publish) に関わる者として「公表者」の概念に含まれるのであって、AOL も公表者の定義に含まれ、従って § 230 によって保護されるとする論理で、原告 (控訴人) の主張を退けたのである⁽¹⁸⁾。

Zeran 判決はこのように、(1) § 230 により、プロバイダーは電子掲示板上的名誉毀損的言説に対して公表者としての責任を負わないことになったとするとともに、(2) 同条により、プロバイダーに公表者とは別の概念としての流通者としての責任を負わせることもできないことになった点をも明確にした。この (2) の点は、明文上は必ずしも明確ではなかった点である。これにより、本件のように度重なる名誉毀損的記載 (広告) がなされ、被害者が会社に善処方を求めている (従って、プロバイダーも当然に内容を知りうる立場に置かれている) 例でも、プロバイダーの責任を否定する方向が示されたのである。

Zeran 判決の示した上述の方向性は別の判

決でも支持されている。Blumenthal v. Drudge事件に対するコロンビア地区連邦地方裁判所の判決は、AOL（被告の一人）が加入者に提供するゴシップコラム（Drudge Report）中の名誉毀損的言説に対するAOLの責任を否定した⁽¹⁶⁾。この事件では、AOLは問題となったストーリーの執筆には実質的に関与していなかったものの、このコラムの作者に月額3000ドルの「使用権料」を支払うとともに、会員への売り込み（promote）もし、さらには、AOLと作者とのライセンス契約により、AOLは、当時の標準サービス規定に違反すると合理的に判断したコンテンツを削除もしくは削除を指示する権利をも保持していた。AOLはこのように、コラム作者と契約関係にあったのみならず、内容に対するある程度のコントロールもできたのである。

この点につき、連邦地裁は、AOLが作者の提供するコンテンツに対し「ある程度の編集権」を持っていることを認め、「少なくとも流通者に適用される責任の基準」に服させることが「まったく適正と思われる（would seem only fair）」とまで述べている。しかし、裁判所は続けて、「他者が提供するコンテンツを利用可能にするにあたって、双方向のサービスプロバイダーが能動的で積極的でさえある役割を果たす場合にさえ〔プロバイダーに〕免責を与えることという形で、議会は異なる政策を選択したのである」とする⁽²⁰⁾。

かくて、Blumenthal判決では、プロバイダーが「ある程度の編集権」とさえいえるような力をコンテンツに対して持つ場合であっても、他の者が作出した情報に対して責任を負わないことを肯定した。

このようにプロバイダーが免責されること、これがアメリカ連邦議会の政策的選択であり、Zeran判決は積極的に、Blumenthal判決は

「やむを得ず」この選択に沿った判断をしたように思える。

特にZeran判決が、プロバイダーに民事上の責任を過剰に負わせることが表現の自由に及ぼす影響を考慮し、明確に「萎縮効果」の見地からこの問題を捉えようとした点は注目に値する。そして、Blumenthal判決までの経過から判断する限り、アメリカではプロバイダー自身が作出したのではないオンライン上の名誉毀損的言説に対し、プロバイダーの民事責任を追及する道はほぼ残されていないといえそうである⁽²¹⁾。

〔注〕

(16) 129 F.3d 327(4th Cir. 1997).

(17) *Id.*, at 330-1.

(18) *Id.*, at 331. 判決は、Stratton判決やCubby判決が行った公表者と流通者の区別は、「大きな公表者のカテゴリーの範囲の中で、関係する公表者の個別の類型によって、異なった責任の基準が適用されうること」（傍点筆者）を表現しているにすぎず、両判決は「流通者が名誉毀損法上、同時に公表者の一類型でないこと」まで示唆するわけではないとする（at 332）。

(19) 992 F. Supp. 44(D.D.C. 1998)

(20) *Id.*, at 52.

(21) *Developments*（前掲注(6)）at 16 12-4参照。

4. おわりに

一わが国における議論に寄せて

これまで見てきたように、アメリカにおいては、(1) ネットワークを通じて公開された情報に対するプロバイダーの責任の範囲を極めて限定して、事実上情報作者のみを有

責とする方向が示され、(2) 裁判所が、さらにこれを表現の自由(および「萎縮効果」: Zeran 判決)の見地から根拠づける方向がみられる。

わが国ではどうであろうか。ここでは問題の概略にのみ触れておきたい。

わが国で、ユーザーによるネットワーク上の名誉毀損的言論に対し、誰にどのような責任が生じるかについて判断した裁判例はまだ多くない。その中で、リーディング・ケースとされるニフティサーバ事件東京地裁判決⁽²²⁾と東京地裁平成11年9月24日判決(以下、都立大事件とする)⁽²³⁾を簡単に見ておきたい。

ニフティ事件で、原告は、パソコン通信の「フォーラム」に設置されている電子会議室に書き込まれた発言による名誉毀損を理由として、同フォーラムを開設するパソコン通信事業者、当該フォーラムの担当システム・オペレーター(以下、シスオベとする)、および、当該書き込みをした本人に損害賠償等の請求をした。これに対し判決は、当該フォーラムを運営・管理していたシスオベについて、「少なくとも……他人の名誉を毀損する発言が書き込まれていることを具体的に知ったと認められる場合には……その地位と権限に照らし、その者の名誉が不当に害されることがないように必要な措置をとるべき条理上の作為義務があったと解するべき」(傍点筆者)として、一か月余り、本件の発言を放置したとされるシスオベの不法行為責任(作為義務違反)を認め、さらに、被告となったパソコン通信事業者についても使用者責任を認めたのである⁽²⁴⁾。

この「条理上の作為義務」という文言は、①「他人を誹謗中傷するような内容の発言が書き込まれた場合の対処も、フォーラムの運営・管理の一部」であること、②シスオベは、削除等の、「その有線送信を停止する措置を

取ることができ」ること、③「名誉を毀損された者には」「自ら行い得る具体的な手段は何ら与えられていない」こと、④会員規約には、発言が削除されることがある旨の規定があり、運営マニュアルにも、対処に関する記載があること、という四点にわたる事情の検討に基づいて導き出されたものである。

一方、都立大事件は、大学のシステム内で、ホームページを開設する資格に基づき学生が開設したホームページによる名誉毀損について、そのホームページの開設者と、システム設置管理者である東京都(都立大学の設置者)の不法行為責任が問われた事件である。

都立大学には教育研究用情報処理システムと、同システムを経由してインターネットに接続されているが、これと一応別個のシステムである教養教育用のパソコン教室のシステム(教養部システム)があり、前者についてはその維持管理などについて定められた「要綱」の適用があるものの、後者にはその適用がなかった。このような事情の下で、判決は、問題となったシステム(教養部システム)には前記「要綱」の適用はないものの、(1)情報教育担当教員は「条理上……社会通念上許されないと判断した公開情報を除去することができる」こと、および、(2)この「削除権限」は、「被害者保護のために認められたものというよりは」システムの「信用を維持する」という都立大構成員全体の利益のために認められているものというべきである」こと、という二点の判断を行ったうえで、さらに、ネットワークの「管理者の被害発生防止義務の成否は、事柄の性質に応じて、条理に従い、個別のないし典型的に検討すべきものである」として、結局、次のように述べている。

「〔名誉毀損行為は、当事者以外の一般人の利益を侵害するおそれも少なく、当該文書が名誉毀損にあたるか否かの判断も困難

なことが多い点を考慮すると)加害者でも被害者でもないネットワーク管理者に対して、名誉毀損行為の被害者に被害が発生することを防止すべき私法上の義務を負わせることは、原則として適当ではないものというべきである。」

「そうであるとするれば、ネットワークの管理者が名誉毀損文書が発信されていることを現実に発生した事実であると認識した場合においても、右発信を妨げるべき義務を被害者に対する関係においても負うのは、名誉毀損文書に該当すること、加害行為の態様が甚だしく悪質であること及び被害の程度も甚大であることなどが一見して明白であるような極めて例外的な場合に限られるものというべきである。」

判決は以上のように述べて、大学の担当職員が「原告らに対する関係においては……私法上本件文書の削除義務を負わないことが明らか」(傍点筆者)と判断したのである⁽²⁵⁾。

この都立大事件は、(1)ネットワークの管理者には、原告との関係では一般には名誉毀損的文書の削除義務はないこと、(2)ただ例外的に、悪質かつ被害程度が甚大ということが一見明白な場合は、削除義務を生じる場合があること、以上の二点を判断したものと見える。この判決は、ユーザーが開設したホームページに関して、システムの設置管理者の責任を軽減する方向を示したものであると言えよう。

それでは、この二つの判断を参考に、わが国のサイバースペースにおける表現の自由と責任という問題を考えると、どのようなことが言えるだろうか。

次の点を指摘して、本稿のまとめに代えたい。第一に、上述の二つの判決は、片やパソコン通信上のフォーラムと担当シスオベ(と通信事業者)についての判断で、規約上削除権限が明示されている場合(ニフティ判決)

であり、片や、ホームページとネットワーク管理者についての判断で、要綱等により管理者の削除権限が明示されていない場合という相違がある。けれども、いずれの事件においても、裁判所は同様に規約や管理の態様についての検討を行ったうえで、「条理」が、一方ではシスオベに被害者救済の責任を負わせる方向で(ニフティ事件)、他方ではネットワーク管理者の被害者救済責任を回避する方向で(都立大事件)用いられている。

法的基準が不明確ないしは不存在の場合に、「条理」が裁判規範として用いられるのは当然である。しかし、「条理」は裁判官によるアド・ホックな判断と選ぶところがない恐れがあることを考えると、インターネットのような情報ネットワークのメディアとしての特性、プロバイダーの法的性格など、サイバースペースにおける「表現の自由」と法的責任を取り扱う、統一的で明確な法的基準が、わが国においてもやはり求められていると言わなければならないのである⁽²⁶⁾。

次に、第二に、上述の二つの判決では、プロバイダーの会員規約やネットワーク管理上の「要綱」類の効力、電気通信事業法上の「通信」と「フォーラム」や「ホームページ」を通じての情報発信との相違、そして、このような情報発信と表現の自由との関わりなど、重要な論点が十分に検討されていないように思われる。わけても、インターネットに代表される情報ネットワークに、「はじめに」において触れたメディアとしての独自の意義があることに鑑みると、ネットワークを通じた情報のやり取りを「表現の自由」の視点から理解することが必要と思われるのである⁽²⁷⁾。

以上のような点を考えたとき、1996年に法律をもって、ネットワークを通じた情報発信を表現の自由の視点から捉え、政策的選択により基準を提示したアメリカの経験には、学ぶべきものがあると思われる。

本稿では、「おわりに」において取り上げた二つの判例の十分な検討を含む、わが国における課題と議論に触れる余裕がなかった。これらの検討は、稿を改めて行うこととした。

〔注〕

(22) 東京地判平成9年5月26日判時1610号22頁。この判決の解説・評論は多数ある。新美育文「パソコン通信での名誉毀損」法学教室205号73頁(1997年)、高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジュリ1120号80頁(1997年)、手嶋 豊「パソコン通信での中傷に賠償を命令」法学教室206号17頁(1997年)を参照。特に、高橋論文は、「表現の自由」の見地から判決の問題点を具体的に指摘しており有益である。

また、問題となった発言の内容やシスオベの対応など、ニフティ事件の「事件」としての中身そのものについて極めて詳しい検討をするものとして、ニフティ訴訟を考える会編『反論—ネットワークにおける言論の自由と責任』(光芒社・2000年)があり、この事件を具体的に考えるうえで極めて示唆に富む。

(23) 東京地判平成11年9月24日判時1707号139頁。

(24) ニフティ事件(前掲注(22))38-9頁。但し、判決は「シスオベに対し、条理に基づいて、その運営・管理するフォーラムに書き込まれる発言の内容を常時監視し、積極的に右のような発言がないかを探知したり、全ての発言の問題性を検討したりというような重い作為義務を負わせるのは、相当でない」としている(37頁)。シスオベについて、Cubby判決が示した流通者の責任に近い考え方が適用

されたものと言える。

(25) 都立大学事件(前掲注(23))144-6頁。

(26) 国(郵政省)の取組みを示すものとして、情報通信全般に関わる「不適正利用」の問題を扱う、郵政省「情報通信の不適正利用と苦情対応の在り方に関する研究会報告書」〈http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/tsusin/990201j501_01.html〉(平成11年2月1日)を参照。

(27) 「表現の自由」の視点からサイバースペースの法的問題を考える必要を説くものとして、山口「サイバースペースにおける表現の自由」「同・再論」(前掲注(6))が参考となる。

(2000年9月20日)